

大館市大規模小売店舗立地法手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大館市（以下「市」という。）における大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることによつて、法の定める事務の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(届出等の窓口)

第2条 法及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「法施行規則」という。）並びにこの要綱等に基づく届出又は報告の窓口は、産業部商工課（以下「商工課」という。）とする。

(関係法令等に係る事前調整等)

第3条 法及び法施行規則等に基づき届出を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、法に基づく届出と当該店舗設置に関係する他の法令等の所要の手続き等が整合的かつ合理的に進められるよう、法に基づく届出前に、関係行政機関と十分な連絡、調整を図るよう努めるものとする。

(出店計画概要の説明)

第4条 市長は、届出者に対し、当該届出をする1月前までに、次に掲げる関係機関に対し、出店計画の内容について別紙1「大規模小売店舗出店（変更）計画概要書」により概要説明を行うよう協力を求めることができる。

① 市の関係課

商工課を窓口とし、総務部企画調整課、市民部環境課、産業部農林課、建設部土木課、同都市計画課、同水道課、同下水道課、農業委員会事務局、教育委員会学校教育課

② 大館警察署交通課

③ その他必要と認める機関

2 概要説明を行う者は、概要説明の日程等について、関係機関と事前に十分調整するよう努めるものとする。

(写しの提出)

第5条 次の各号に掲げる届出は、写し（添付しなければならない書類がある場合は、当該書類を含む。以下同じ。）を8部添えてするものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出

(2) 法第6条第2項の規定による届出

ただし、法第5条第1項第3号に掲げる事項の変更の場合は、2部とする。

(3) 法第8条第7項の規定による届出

(4) 法第9条第4項の規定による届出

(5) 法附則第5条第1項の規定による届出

2 法第6条第1項の規定による届出は、写しを2部添えてするものとする。

3 次の各号に掲げる届出は、写しを1部添えてするものとする。

- (1) 法第6条第5項の規定による届出
- (2) 法第11条第3項の規定による届出

(公告の方法)

第6条 次の各号に掲げる公告は、大館市公告式条例（昭和26年5月30日条例第23号）の規定により行うものとする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (2) 法第6条第6項の規定による公告
- (3) 法第8条第3項の規定による公告
- (4) 法第8条第6項の規定による公告
- (5) 法第9条第3項の規定による公告

(縦覧場所及び期間)

第7条 次の各号に掲げる縦覧は、商工課で行うものとし、縦覧期間は各号に掲げる期間とする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧 4月間
- (2) 法第8条第3項の規定による縦覧 1月間
- (3) 法第8条第6項の規定による縦覧 1月間

(説明会の開催等)

第8条 法第7条第1項の規定に基づく説明会を開催しようとする者は、説明会の開催方法等については別紙2によるものとし、必要に応じ開催予定日の1月前までに、開催方法等について市の意見を聴くことができる。

- 2 市長は、説明会を開催した者に対し、説明会開催後2週間以内に別紙3によりその結果を報告するよう依頼する。
- 3 説明会を開催しようとする者が、法施行規則第13条第1項に定める事由により説明会を開催できない場合は、別紙4により市長に対し遅滞なく報告するものとする。

(掲示による説明会)

第8条の2 市長は、法第6条第2項の変更の場合であって、法施行規則第11条第2項の規定により同条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときは、別紙5により説明会開催者にその旨を通知するものとする。

- 2 法施行規則第11条第2項の規定による掲示は、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に別紙6により行うものとし、当該届出が法第6条第3項の規定に基づき縦覧に供されている間、これを行うものとする。
- 3 市長は、説明会開催者に対し、掲示を終了した日から2週間以内に別紙3に準じて掲示した状況を報告するよう依頼する。

(軽微な変更)

第 8 条の 3 市長は、法第 6 条第 2 項の変更の場合であって、同条第 4 項ただし書き及び法施行規則第 8 条の規定により、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しない軽微な変更と認めるときは、別紙 7 により届出者にその旨を通知するものとする。

(地元住民等からの意見)

第 9 条 法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べる者は、意見の内容を記載した書面に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

(連絡会議の設置)

第 10 条 市長は、法の円滑な運用を図るため、別に定める設置要領に基づき所管課及び関係機関による「大館市大規模小売店舗立地法連絡会議」を設置する。

(市の意見)

第 11 条 法第 8 条第 4 項に規定する市の意見は、様式 1 又は様式 1 - 2 により行う。

(届出を変更しない旨の通知)

第 12 条 法第 8 条第 7 項の規定による届出を変更しない旨の通知は、様式 2 により行うものとする。

(市の勧告等)

第 13 条 法第 9 条第 1 項に規定する市の勧告は、様式 3 により行う。

(公表の方法)

第 14 条 法第 9 条第 7 項に規定する公表は、市掲示場への掲示及び報道機関への情報提供により行う。

(法第 14 条の規定に基づく報告)

第 15 条 大規模小売店舗を設置する者又は大規模小売店舗において小売業を行う者は、法第 14 条の規定に基づく報告を求められた場合は、様式 4 により速やかに報告するものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(別紙1 参考様式)

大規模小売店舗出店（変更）計画概要書

年 月 日

(建物設置者) 氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

次のとおり、大規模小売店舗の新設（変更）について計画をしておりますのでお届けします。

- 1 出店計画概要説明（出店趣旨等）

- 2 建物設置者の概要
 - (1) 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所
 - (2) 設立年月日、資本金、従業員数、事業内容等

- 3 建設計画の概要（増床の場合は、現況についても記入し、現状と増床後の比較が可能となるよう作成すること。）
 - (1) 建物の名称及び所在地
 - (2) 計画地の概要
 - ① 敷地面積及び土地所有形態
 - ア 用途地域
 - イ 敷地面積
 - ウ 現況地目等
 - エ 土地所有形態（借地、自社所有の別）
 - ② 各種規制の状況
 - ア 用途地域
 - イ 建ぺい率及び容積率
 - ウ 騒音に係る環境基準 類型（昼間 デシベル、夜間 デシベル）
 - エ 騒音規制法に基づく区域の指定
第 種区域（ デシベル以下）
 - オ 都市計画法による開発許可（要否、申請等の予定時期）
 - カ 農地転用許可（要否、申請等の予定時期）
 - (3) 計画地周辺の概要

- (4) 計画建物の概要
 - ア 建物の構造及び階層
 - イ 建築面積
 - ウ 延床面積
 - エ 店舗面積
- (5) 建築着工予定日、完成予定日
- (6) 開店予定日

4 当該建物における小売業者の概要

- (1) 小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所
- (2) 店舗面積
- (3) 主として販売する物品の種類

5 小売業以外の施設の概要

- (1) 種類
- (2) 延べ床面積

6 関係法令等との調整状況（下表を参考に記載し又は別紙として添付すること）

法令等	現在の状況	協議日・説明者・相手	協議内容・提出書	指摘事項	今後の見通し
農振法 (農振除外)	事前協議中 正式手続中 終了				
農地法 (農地転用)	事前協議中 正式手続中 終了				
都市計画法 (開発許可)	事前協議中 正式手続中 終了				
道路法 (24条協議)	事前協議中 正式手続中 終了				
道路交通法 (交通協議)	事前協議中 正式手続中 終了				
その他	事前協議中 正式手続中 終了				

7 説明会の開催計画

- (1) 説明会の公告方法
- (2) 説明会の日時及び場所

8 軽微な変更等の申出（変更の場合のみ記載）

- (1) 法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更の申出の有無
- (2) 法施行規則第11条第2項の規定による簡易な方法による説明会の申出の有無

9 届出書（案）

別紙のとおり

※新設の場合は、Ⅰ届出書（案）、Ⅱ添付書類、Ⅲ添付図面、Ⅳ大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく設置者としての配慮事項、Ⅴ交通予測評価資料、Ⅵ騒音予測評価資料を作成のうえ添付すること（書類の要・不要については市に相談すること）。

※変更の場合は、Ⅰ届出書（案）、Ⅱ～Ⅵのうち変更事項に関係するものを作成のうえ添付すること（書類の要・不要については市に相談すること）。

(別紙 2)

説明会の開催方法等について

- 1 説明会の周知範囲は、原則として以下によることとする。

店舗面積	周知範囲
1,000 m ² 超 ~ 3,000 m ² 未満	半径 1 km
3,000 m ² 以上	半径 2 km

- 2 説明会の開催回数は、原則として 1 回とするが、会場の規模等必要と認める場合は、以下によることとする。

店舗面積	回数
1,000 m ² 超 ~ 3,000 m ² 未満	1 回
3,000 m ² 以上 ~ 10,000 m ² 未満	2 回
10,000 m ² 以上	3 回

- 3 説明会の開催日及び開催時間について

説明会の開催日は、周辺の住民等が参加しやすいように、原則土曜日又は日曜日（祭日を含む。）とし、やむを得ず平日に開催する場合は、午後 6 時以降の夜間に開催するなど配慮することとする。

- 4 説明会の開催場所について

説明会の開催場所は、出店予定地の近くで相当な人数を収容できる施設とする。

- 5 説明会開催の公告について

説明会開催の公告は、次のいずれかにより行うものとするが、複数の方法により行うことを妨げない。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する。
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にチラシを入れる。
- (3) 市の協力を得て、市町村広報紙に掲載する。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、市が適切と認める方法

- 6 説明会での資料及び説明すべき内容について

説明会開催者は、出店計画概要説明に使用した資料等に基づき大規模小売店舗周辺の生活環境の保持のために配慮することとした事項等について説明を行うこととする。

- 7 その他

法施行規則第 13 条第 1 項に定める事由により説明会を開催できない場合は、5 の方法で公告するものとする。

(別紙 3)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会実施状況報告書

年 月 日

大館市長 様

氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名
住 所

次の出店予定店舗に係る出店計画についての説明会の実施状況について、別紙のとおり報告します。

- ・ 出店予定店舗の名称及び所在地

(別紙)

説明会実施状況報告書

大規模小売店舗の名称

1 開催日時等の周知方法・期間	
2 実施日時	
3 実施場所 (会場名及びその所在地)	
4 出席者 ① 設置者等 (氏名、肩書き等) ② 住民等 (出席総人数) (団体の出席の場合にあっては、その団体名及びその人数)	
5 議事の概要	
6 陳述意見 (事項及びその内容)	
7 6に対する設置者等の応答内容	
8 その他	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 作成に当たっては、実施日・実施場所ごとに区分し、作成すること。
3 周知に使用したチラシ、参加者名簿、説明資料等の写しを添付すること。

(別紙 4)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能報告書

年 月 日

大館市長 様

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

次の理由により説明会を開催できませんので報告します。

- 1 出店予定店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催できない理由

(別紙5)

収第 号
年 月 日

説明会開催者 様

大館市長

掲示による説明会について（通知）

年 月 日付でなされた次の店舗に係る大規模小売店舗立地法

〔第6条第2項
附則第5条第1項
附則第5条第3項において準用する同条第1項〕の規定による変更届出については、同

法施行規則第11条第2項の規定により、周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため同条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めたので通知します。

これにより、法第7条第1項の規定による説明会は届出等の要旨を掲示することで行ってよいこととなりますが、掲示は次に定めるところにより行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 掲示期間
届出から2月以内の掲示を行う日から 年 月 日まで
- 3 掲示場所
1の店舗の立地する敷地内の見やすい場所
- 4 掲示内容
別紙のとおり

(別紙6)

大規模小売店舗変更計画概要書

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

3 変更年月日

4 変更する理由

5 掲示期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

6 届出者及び連絡先

注 この大規模小売店舗変更計画概要書は、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、届出等の要旨を掲示しているものです。

(備考) 1 この掲示の大きさは、日本工業規格A2又はA1とすること。

2 掲示期間は、実際に掲示を開始した日を初日(届出から2ヶ月以内)とし、縦覧期間終了日を最終日とすること。

説明会開催公告 参考例（新設）

大規模小売店舗「(店舗の名称)」の新設に係る説明会開催の御案内

説明会開催の趣旨

(あいさつ)

「(店舗の名称)」の新設にあたり、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき次のとおり説明会を開催しますので、御案内いたします。

この説明会は、地域の皆様をはじめ、どなたでも参加できます。

説明会の日時・場所

日 時 平成 年 月 日 () 午前・午後 時から
場 所 施設名、所在地、電話番号、案内図等

建物設置者の概要

建物設置者
所在地

出店計画の概要

店 舗 の 名 称
所 在 地
小 売 業 者
開 店 予 定 日 平成 年 月 日
店 舗 面 積 m²
開 店 時 刻 時
閉 店 時 刻 時
駐 車 場 収 容 台 数 台
駐 輪 場 収 容 台 数 台
主 な 販 売 品 目
など

問い合わせ先

社名、住所、担当者名、電話番号等

説明会開催公告 参考例（変更届出）

大規模小売店舗「(店舗の名称)」の変更（店舗面積の増加、 閉店時刻の繰下等）に係る説明会開催の御案内

説明会開催の趣旨

（あいさつ）

「(店舗の名称)」の変更（店舗面積の増加、閉店時刻の繰下等）届出にあたり、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき次のとおり説明会を開催しますので、御案内いたします。

この説明会は、地域の皆様をはじめ、どなたでも参加できます。

説明会の日時・場所

日 時 平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時から
場 所 施設名、所在地、電話番号、案内図等

建物設置者の概要

建物設置者
所 在 地

変更計画の概要

店舗の名称
所 在 地
小 売 業 者
変更の内容
（変更する事項）
変更前
変更後
など

問い合わせ先

社名、住所、担当者名、電話番号等

(別紙 7)

収第 号
年 月 日

届出者 様

大館市長

軽微な変更について (通知)

年 月 日付でなされた次の店舗に係る大規模小売店舗立地法

〔 第 6 条 第 2 項
附 則 第 5 条 第 1 項
附 則 第 5 条 第 3 項 において 準用 する 同 条 第 1 項 〕 の 規 定 に よ る 変 更 届 出 に つ い て は 、 同

法 第 6 条 第 4 項 た だ し 書 き 及 び 同 法 施 行 規 則 第 8 条 の 規 定 に よ り 、 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 に 与 え る 影 響 が 変 更 前 に 比 し て 変 化 し な い 軽 微 な 変 更 と 認 め た の で 通 知 し ま す 。

な お 、 軽 微 な 変 更 と し て 認 め ら れ た 場 合 は 、 同 法 第 6 条 第 4 項 に 定 め る と お り 、 当 該 届 出 の 日 か ら 8 月 を 経 過 す る 前 に 変 更 を 行 う こ と が で き る と と も に 、 同 法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 説 明 会 を 開 催 す る 必 要 は な く 、 同 法 第 8 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 県 の 意 見 は 述 べ ら れ な い こ と と な り ま す の で 申 し 添 え ま す 。

大規模小売店舗の名称及び所在地

要綱様式 1

収第 号
年 月 日

届出者 様

大館市長

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る市の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項（第 6 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項）の規定により、
年 月 日付で届出のあった次の大規模小売店舗に係る届出事項について、同法第 8 条
第 4 項の規定により次のとおり意見を申し述べます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見
- 3 理由

収第 号
年 月 日

届出者 様

大館市長

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る市の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項（第 6 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項）の規定により、
年 月 日付で届出のあった次の大規模小売店舗に係る新設（変更）届出について、周
辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見はありませんので、同法第 8 条第 4 項の規定
により通知します。

なお、今後とも、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に努めてください。

また、市は大規模小売店舗立地法の適切な運用を図るため、必要な限度において報告を
求めることがあることを申し添えます。

- ・ 大規模小売店舗の名称及び所在地

要綱様式 2

年 月 日

大館市長 様

氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定により述べられた次の店舗に係る大館市の意見に対し、同条第 7 項の規定により、届出事項を変更しない旨を通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出事項を変更しない理由

届出者 様

大館市長

大規模小売店舗立地法に基づく市の勧告について（勧告）

年 月 日付で届出（通知）のあった次の大規模小売店舗に係る届出事項について、大規模小売店舗立地法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり勧告します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告
- 3 理由

要綱様式 4

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

報 告 書

年 月 日

大館市長 様

氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第14条 { 第1項
第2項 } の規定により報告依頼があつた事項について、

次のとおり報告します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告内容